

神河町産後ケア事業のご案内

産後のお母さんが助産師等による専門的なケアを受け、自宅で安心して育児ができるように支援する事業です。

対象者

産後1年以内(お子さまの1歳の誕生日の前日まで)で産後ケアを必要とする方

内容

宿泊

実施機関に**宿泊**してケアをうける
お母さんの心身の休息、赤ちゃんを含めたケア、育児指導、乳房マッサージ

通所

実施機関に**通い**でケアをうける
お母さんの心身の休息、育児指導、乳房マッサージ

訪問

助産師がご自宅に**訪問**し、ケアをうける
授乳・育児指導、乳房マッサージ

利用上限



	宿泊型	通所型	訪問型
回数	あわせて7日		5回

※宿泊型を利用される方は、「1泊2日」で「2日間」利用となります。
※利用回数の上限を超えての利用はできません。

金額

	宿泊型 (1日単位)	通所型 (1時間単位)	訪問型 (1時間単位)
自己負担額	2,000円	300円	500円

※住民税非課税世帯・生活保護世帯の方は、自己負担はありません。
※自己負担額は、利用機関へ直接お支払いください。

利用方法

①すくすく子育て家庭センターへ問い合わせ

保健師が訪問等でお母さんやお子さんのことについてお伺いします。

②利用希望施設に予約する

利用券が自宅に届いた後に、利用希望施設へ直接、お母さんから利用したい日時を伝え、予約をしてください。

③産後ケアを利用

利用券・母子健康手帳等を持参し、利用をお願いします。



- ・体調が優れない等の理由で利用者本人の申請が難しい場合、ご家族等の代理人申請も可能です。
- ・里帰りされる方で産後ケアの利用を検討される方は妊娠中に保健師へご相談ください。
- ・利用券到着まで、1週間程度かかります。
利用を急がれる方は神河町すくすく子育て家庭センター保健師へご相談ください。

持ち物

利用時に必ず必要となるもの 利用券 母子健康手帳

保険証・マイナンバーカード おむつ おしりふき

哺乳瓶 バスタオル・タオル ミルク

利用するケアによって、必要な持ち物は異なります。
予約時に利用機関へお問い合わせください。

注意事項



- ・実施機関によって、利用時間は異なります。
- ・利用券に記載された承認日数や時間数を超えた場合は実費負担となります。
- ・実施機関により、利用できる赤ちゃんの月齢が異なるため、ホームページの実施機関をご確認ください。
- ・予約の変更、キャンセルやエステ等のオプションサービスは自己負担額が発生する場合がありますので、予約した実施機関へご連絡ください。
- ・きょうだいの利用については、施設により受入れ状況が異なります。また、受け入れ可能な場合も別途利用料金が必要となります。

委託医療機関外・県外で産後ケアを希望される方へ

- ・利用される場合は、すくすく子育て家庭センターへご連絡ください。
- ・一度全額自己負担で支払っていただき、後日、以下のものを持参し、すくすく子育て家庭センターで手続きをしてください。

利用券・母子健康手帳・利用者本人の振込先口座がわかるもの

	宿泊型 (1日単位)	通所型 (1時間単位)	訪問型 (1時間単位)
助成上限額	29,000円	3,400円	5,000円

※委託医療機関で利用される方より、自己負担額が高くなる可能性があります。

問い合わせ先

神河町すくすく子育て家庭センター 保健師
住所:〒679-2414 神河町栗賀町630番地
電話番号:0790-32-2421

実施機関等
詳しい内容は
神河町HPで
ご確認ください。

